

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度の保険料はどうなるの？

4 月から後期高齢者医療制度が始まります。75 歳（一定の障がいのある人は 65 歳）以上の人は、現在の国民健康保険、社会保険の資格を喪失し、新制度で医療を受けることになります。

新制度では、財源の約 1割が保険料により賄われます。新制度の保険料について考えてみましょう。

保険料の計算方法

～ 保険料は 1人ひとりに賦課されます～

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

賦課限度額(上限)は 50 万円です。
保険料は年額です。

$$\text{均等割額} = 1 \text{人あたり定額の金額 } 47,700 \text{円}$$

$$\text{所得割額} = \text{総所得金額} \times \text{所得割率} (8.98\%) \quad \text{所得のない人にはかかりません。}$$

総所得金額 …… 収入から所得に換算した額の合計から、基礎控除 33 万円を控除した額

(例) 収入が年金だけの場合の所得割額【年金収入 - 公的年金等控除 - 33 万円】× 8.98%

低所得者の、保険料の均等割額の軽減措置

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計 (1)
7 割 軽 減	基準額 33 万円
5 割 軽 減	基準額 33 万円 + 【 24.5 万円 × 被保険者数 (2) 】
2 割 軽 減	基準額 33 万円 + (35 万円 × 被保険者数)

1 年金収入の場合のみ 15 万円を控除します。 2 被保険者である世帯主を除きます。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者であった人

後期高齢者医療制度の被保険者となる月から 2 年間、所得割額の負担はなく、均等割の 5 割が軽減されます。ただし、特別措置として平成 20 年 4 月から 9 月までの期間においては徴収されず、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までの期間については、均等割額の 9 割が軽減されることになります。

保険料の計算例 ～ 後期高齢者のみの世帯の場合～ (均)均等割額 (所)所得割額

・ 1人世帯で、年金収入 120 万円の場合 (均) 14,300 円 (7 割軽減後)

・ 1人世帯で、年金収入 208 万円の場合 (均) 47,700 円 + (所) 49,390 円 = 97,000 円

厚生年金の平均的収入

・ 2人世帯で、夫 180 万円、妻 140 万円の年金収入の場合

夫 (均) 23,850 円 (5 割軽減後) + (均) 24,246 円 = 48,000 円

妻 (均) 23,850 円 (5 割軽減後) + (均) 0 円 = 23,800 円

100 円未満の端数は切り捨てとなります。

保険料の納め方

～ 保険料は 1人ひとりが納めます～

特別徴収(原則)

原則として、年間の年金額が 18 万円以上の人は、保険料は年金から天引きされます。ただし、介護保険料との合計額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は、普通徴収となります。

4・6・8 月は平成 18 年中の所得状況により仮徴収し、10・12・2 月は平成 19 年中の所得状況により確定した保険料額から仮徴収分を差し引いた額により本徴収します。

4 月年金支給分から天引きを開始します。

仮徴収される保険料額の通知は、4 月初旬に市より発送します。

普通徴収

特別徴収の対象にならない人が対象となります。納付書や口座振替の方法により納めます。

問い合わせ 税務課

73 - 3006

県後期高齢者医療広域連合事務局

087 - 811 - 1866